

農 地 改 良 届

令和〇年●月△日

相馬市農業委員会会長 様

| | | |
|---------|---------------|---------------|
| 土地の所有者 | 住 所 | 相馬市中村字大手先13番地 |
| 氏 名 | 相 馬 太 郎 | ⓐ |
| 電 話 番 号 | 3 7 - 2 2 5 5 | |
| 土地の耕作者 | 住 所 | |
| 氏 名 | | ⓐ |
| 電 話 番 号 | | |

農業委員会を介して利用権設定を行っている場合は耕作者も届出人になること

(※所有者と耕作者が同一の場合、耕作者欄は「同上」としてください)

私は、自己所有（耕作）農地について、農地改良をするために下記の計画とお届け出ます。

なお、次の点（①～③）について、確約いたします。

- ①農地改良にあたっては、隣接地（とくに隣接農地）、隣接道水路等の所有者等に迷惑をかけることはしません。
- ②農地改良行為を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「砕石法」「砂利採取法」等の他法令の対象とはしません。
- ③農地改良後は、当該農地における作物の育成、管理等を適正に行います。

記

1. 土地の表示 : 地名地番 相馬市中村字大手先300番地 地目 田
2. 改良面積 : 500㎡
3. 使用土・高さ : 山砂 30cm 田畑表土 cm
4. 施行期間 : 令和〇年◎月▲日～令和〇年□月×日
5. 添付書類 : 案内図

隣接地同意書（隣接地が第三者耕作農地の場合）

土地改良区の同意書

農地改良行為実施基準

(平成21年4月1日より運用)

1. 基準（農地改良行為の手続き）

(1) 要件：以下①～⑤の要件をすべて遵守すること。

①使用する土・・・山砂または田畑表土

②施工面積・・・10a以下であること（県手引を準用）。

③施工期間・・・3ヶ月以内であること（県手引を準用）。

④高さの制限・・・現況より概ね1m以内とする。

⑤その他

ア. 隣接地（とくに隣接農地）、隣接道水路等の所有者等とのトラブルを引き起こさない旨、確約すること

イ. 農地改良行為が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「碎石法」「砂利採取法」等の他法令の対象とするものでないこと（県手引を準用）。

ウ. 農業振興地域農用地区域内で田から畑に用途を転換する場合は「農業振興地域の整備に関する法律」に抵触しないかどうか、市農林水産課に事前に確認すること。

(2) 提出書類

農地改良届、案内図、隣地同意書（隣接地が第三者耕作農地の場合）、土地改良区の同意書

2. その他

面積・高さ・施工期間が基準を超える場合や工事残土による盛土については、たとえば、農地復元目的であっても農地法第4条（第5条）の規定による許可申請（一時転用許可申請）手続きをとること。